

研 究 論 文

※公募により岡崎大学懇話会所属の研究者から寄せられた研究成果を掲載いたします。

【研究論文】

CLD 児の発達障害支援に関わる通訳が果たす役割についての一考察

愛知産業大学短期大学 川崎直子

小学校教員・公認心理師 藤川純子

要 旨

本稿では、発達に課題を抱える CLD 児¹の支援に関わる通訳の果たす役割について考える。最初に、文部科学省がまとめた統計資料を使い、特別な教育的支援ニーズを持つ CLD 児を取り巻く環境について概観する。次に、愛知県と三重県において、通訳者、行政、専門家に発達障害に関わる通訳者の現状と医療通訳システムのあり方についてアンケートおよびインタビューを実施する。その結果を考察して、円滑な通訳を行うため他専門職とネットワークを構築すること、そして発達障害通訳研修の開催の必要性について提言を行う。

1. はじめに

出入国在留管理庁は、令和 3 年 6 月末現在における在留外国人数は 282 万 3,565 人で、令和 2 年末 (288 万 7,116 人) に比べ、6 万 3,551 人 (2.2%) 減少したと発表した。外国人住民が最も多い都道府県は東京都の 541,807 人で、次いで二位の愛知県は 269,685 人、14 位の三重県は 55,331 人となった。

学校基本調査によると、平成 30 年 5 月 1 日現在公立学校に在籍している外国人児童生徒数は 93,133 人である。そのうち、文部科学省が隔年で実施している「日本語指導が必要な児童生徒²の受入状況等に関する調査 (平成 30 年度)」によると、日本語指導が必要な外国籍・日本国籍児童生徒数は 50,759 人であった (図 1 参照)。

図 1 日本語指導が必要な外国籍・日本国籍の児童生徒数

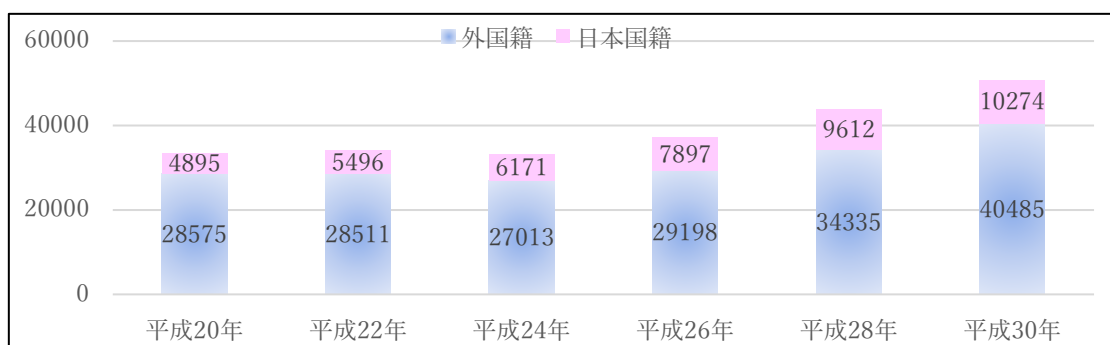


図2 日本語指導が必要な外国籍・日本国籍の児童生徒数 上位10都府県

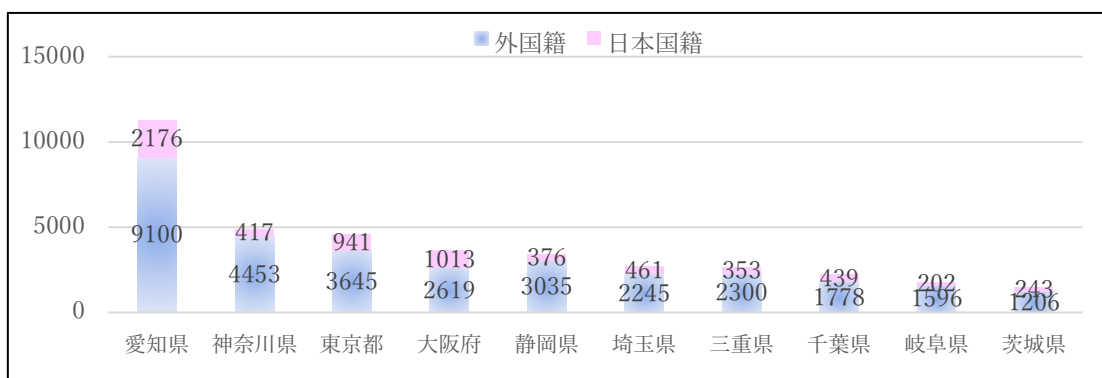


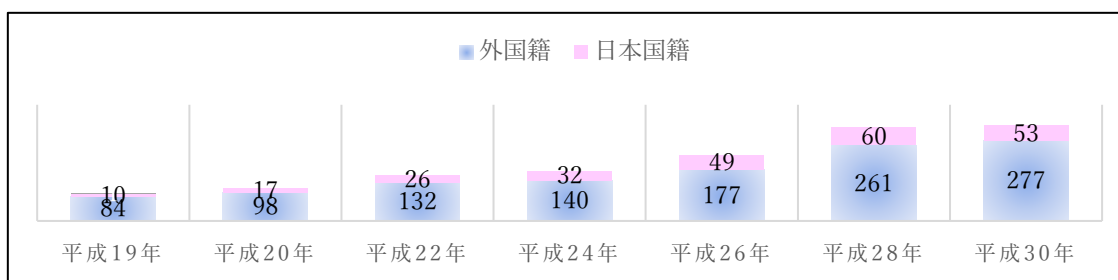
図2で示した通り、外国籍・日本国籍ともに児童生徒数全国第一位は愛知県が突出しており、三重県は七位であった。愛知県は、二位の神奈川県の約2.3倍の児童生徒が日本語指導を必要としていることがわかる。

愛知・岐阜・三重は、自動車製造業をはじめとする中部圏における産業集積構造が製造業にとって重要な産業インフラとなっていることから外国人材に頼る傾向があり、家族滞在の子どもの数も多いと考えられる。

2. 特別支援教育ニーズのあるCLD児の状況について

ここまでの統計データを踏まえて、本節では特別な教育的支援ニーズのあるCLD児について論を進めていく。近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍するCLD児の数が急増していることが指摘されている。その一端として、平成19年から平成30年まで11年の間に特別支援学校の在籍者が3.5倍増えたことがわかる(図3)。特に日本国籍の子どもは、10人から53人へと、5倍も増えていることが読み取れる。

図3 特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍・日本国籍の児童生徒数



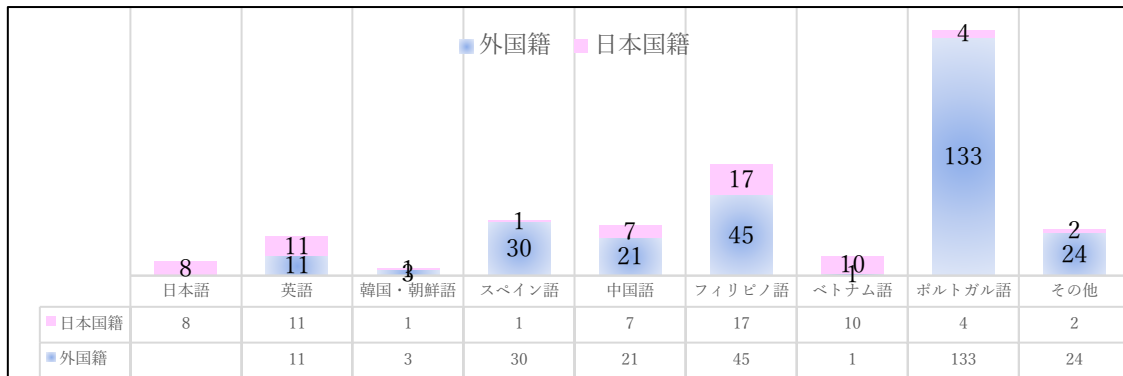
(1) 特別支援学校に在籍するCLD児について

図4は外国籍と日本国籍の日本語指導が必要な児童生徒数の特別支援学校在籍者数である。上位10都府県の在籍者数を見ると、第一位は愛知県の51人、次いで二位は岐阜県の46人、三位は静岡県の45人、そして三重県は35人で四位と続いている。

図4 外国籍・日本国籍の日本語指導が必要な児童生徒数の特別支援学校在籍者数
上位10都府県



図5 特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国籍・日本国籍の児童生徒の
言語別人数



・図1～5は文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」の結果について」を基に筆者が作成

図5は、言語別で特別支援学校に在籍する外国籍と日本国籍の日本語指導が必要な児童生徒を足したデータである。ポルトガル語CLD児が二位のフィリピン語³CLD児の約2倍の人数であることに注目されたい。ここから、特にポルトガル語母語話者の保護者に関しては、子どもの現状を理解してもらうためにも、通訳による多面的な支援が必要であることと、通訳者も含めて相当数の支援者を確保することの必要性が浮かび上がってくる。

図3と4からCLD児の学習環境の特徴的な点として特別支援学校在籍者の急増が挙げられ、次節で述べるよう特別支援学級在籍者についても同様の報道がある。そのためCLD児に対しては日本語指導のみならず、特別支援教育も視野に入れた指導を喫緊の課題として考える必要がある。

(2) 特別支援学級に在籍するCLD児の状況について

2019年に毎日新聞が独自調査を行ったところ、外国人が集住する25市町の公立小中学校に通う外国籍の子どもの5.37%が、知的障害がある子らが学ぶ「特別支援学級」に在籍していたことが判明した。25市町の全児童生徒のうち特別支援学級に在籍しているのは2.54%で、外国籍の子どもの在籍率は2倍超に達していたという結果が報告されている。

表1 特別支援学級に在籍する外国籍の子どもの割合（愛知県、三重県の10市）

		特別支援学級在籍率		外国籍の児童生徒数
		外国籍	全児童生徒	
愛知県	新城市	17.78%	4.41%	45人
	蒲郡市	5.26%	3.32%	209人
	豊田市	4.91%	1.67%	897人
	小牧市	3.88%	1.55%	645人
	豊橋市	2.74%	2.55%	1897人
三重県	伊賀市	18.31%	8.45%	295人
	亀山市	7.50%	3.14%	80人
	津市	7.42%	3.96%	283人
	四日市市	6.75%	2.52%	593人
	鈴鹿市	2.70%	1.70%	667人

毎日新聞（2019年9月1日）より筆者作成

3. 先行研究

増え続ける特別な教育的支援ニーズのあるCLD児に対して通訳が果たす役割は大きい。高橋（2018 a）は、外国にルーツをもつ障害のある子の実態と今後の支援課題を明らかにするため、アンケート、支援関係者のヒアリング、小学校への訪問による三つの調査を行った。調査から、生活文化の違いによる支援上の問題、親とのコミュニケーションバリア、発達評価の困難性等が明らかになったとしている。高橋は今後の支援課題をまとめ、九つの提言を行っている。

①発達障害者地域支援協議会等での周知と課題化、②各国語版の契約文書、障害啓発冊子、福祉・教育情報等の提供、③支援方法の研究・開発、研修の実施、④通訳者等の確保、通訳者等に対する発達障害支援研修の実施、⑤外国にルーツをもつ障害児の発達評価法の研究・開発、⑥出身国（開発途上国含む）の現地情報集約システムの確立・定期更新、関連情報を含む発信（ナショナルセンターの設置）、⑦バイリンガル心理士の確保、⑦予算的対応（通訳加算、外国人給食指導加算）、⑧外国にルーツをもつ障害児の有病率の把握

藤川・田邊（2021）は、発達障害のある子どもを日本で育てた経験のある南米出身の保護者へのインタビューを行い、保護者から「ポルトガル語通訳が小学校も幼稚園も支援機関でもどこでもいてくれるのがとても助かった。通訳がなかったらすごく大変だと思う」等の声を聞き取り、その必要性和専門性について述べている。発達障害に関わって通訳する用語は専門的であり、大変高度な技術が要求される。

4. 通訳者への調査

高橋の提言④で示されている通訳者の現状について、愛知県と三重県で主に学校現場での通訳者に、対面、オンライン、書面など、昨今の社会事情に合わせた媒体を用いてインタビューを実施した。インタビューの協力者は、あいち医療通訳システム中国語通訳第四期生で名古屋市教育委員会母語学習協力員（中国語）のAさん、愛知県教育委員会外国人

児童生徒語学相談員（スペイン語）のBさん、愛知県教育委員会外国人児童生徒語学相談員（ポルトガル語）のCさん、名古屋市教育委員会母語学習協力員（タガログ語）のDさん、元四日市市適応指導員（ポルトガル語）のEさんの5名である。

質問事項は、以下の5点である。

- ①いままで発達障害について通訳したことはありますか（はい/いいえ）
- ②発達障害、あるいは特別支援教育について研修を受けたことはありますか（はい/いいえ）
- ③発達障害に関する通訳で困ったことはありますか（はい/いいえ）具体的に教えてください。
- ④ほかの通訳さんと横のつながりはありますか（はい/いいえ）
- ⑤現場で発達障害のことを保護者に通訳するとき、何が大変ですか。具体的に教えてください。

表2 通訳者に対するインタビューのまとめ

	言語	質問3	質問5
Aさん	中国語	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は子どもの発達障害を受け入れ難いため、理解がなかなか得られない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実を伝える、感情を入れない。 ・一番気を付けていることは、中立を保つこと、内容を変えない・足さないで通訳する。自分の意見は言わない。 ・医者 of 曖昧な言い方や通訳しにくいことは、はっきりした言い方でと依頼する。
Bさん	スペイン語	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が発達障害について知識がないため、スペイン語に翻訳しても理解できない。 例) ○○過敏、知的年齢など。 ・学校の先生が感じている「子どもの抱える課題」と保護者の感じている「子どもの課題」が一致していないため話がまとまらない。 ・障害や子どもの発達に関して、文化的なずれがあるが、双方がそれに気づいていないためずれについて通訳が補足することが必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉の選択。 保護者のスペイン語力、理解力、性格を会話をしながら把握し、保護者が理解できるよう、肯定的にとらえられるように言葉の選択、説明をすること。 ・学校の意図や考えを伝えること。 ・学校側は、言葉を選んで説明するが（はっきりと言わない）、そのまま通訳しても保護者にはしっかりと理解できないことがある。 ・事前に学校側が児童にとってどのような支援や配慮をしたいと思っているのか懇談会で最も伝えたいことは何かを確認することで、学校側の意図や思い、考えを保護者に伝えるようにしている。
Cさん	ポルトガル語	<ul style="list-style-type: none"> ・専門用語の翻訳（例：WISC-IVの結果を伝える時） 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常にデリケートな題材だからこそ適切な言葉や表現を選ぶのは難しい。
Dさん	タガログ語	<ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンでは児童の障害に対する考えが日本のように広くない。 ・日本の特別支援教育制度、特別支援の目的や特別支援を受けるメリットについて保護者の理解がまだ低いこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から日本の特別支援教育についての理解を得ることは非常に難しい。

Eさん	ポルトガル語	・自分の大事な子が障害を抱えている事を受け入れたくない保護者の場合はどれほど丁寧に説明しても次のステップに進めない。	・専門用語を覚えること。
-----	--------	--	--------------

表2はインタビュー調査の結果をまとめたものである。質問①②および④の回答は全員「はい」であった。愛知県内の学校現場で通訳をする通訳者は、発達障害についての研修を受けているとのことである。あいち医療通訳システムでは、子どもに投与する薬や実際の対応について研修を行っている。しかし、愛知県では、発達障害に関する研修はスポット的に実施されるため、系統的なプログラムはないようである。そしてどの通訳者も、障害観は国によって文化的差異があるということを踏まえて中立を保つこと、そして自分の考えを交えず、事実のみ伝えることに徹しているとのことである。また、保護者の母語力や理解力に差があるため、日本の教育制度や特別支援教育について説明しても、保護者の理解が及ばない場合もあり、各々の保護者のレベルに合わせて通訳をするとのこと、通訳者の苦勞が推察される。これに関して、川崎（2019）は、保護者に通訳を介して発達の問題について説明しても、保護者自身がダブルリミテッド⁴の場合、理解を得ることは難しいと述べている。

さらに医師や学校側が話す日本語独特な主語がはっきりしない説明や遠回しな表現を通訳する場合、真意は何かということを確認しながら通訳をしているとのこと、通訳をしてもらう側も通訳しやすい言い回しや表現をしているのかどうか、振り返ってみる必要があると思われる。

5. 通訳研修についての調査

高橋の提言④で示されている発達障害支援研修について、行政がどのような取り組みを行っているのか、あいち医療通訳システムを運営する愛知県多文化共生推進室と三重県国際交流財団に書面アンケートと対面調査を行った。

（1）あいち医療通訳システムと子どもの発達障害に関して

あいち医療通訳システムは、利用申込のあった医療機関、保健所・保健センター等に通訳者派遣や電話通訳、文書翻訳（医療機関への紹介状等の翻訳）等のサービスを提供し、それに対し利用料金を徴収するシステムである。

当通訳システムの担当者に、子どもの発達障害に関する通訳実績について質問したところ、2018年1月から2020年12月までの36ヶ月間に152件の通訳派遣があったとのことである。総通訳件数152のうち148件は発達障害の疑いのある子どもを持つ保護者からの依頼で、通訳の内容は母親の育児不安への対応が主であり、残り4件は心理検査の結果の通訳、投薬のための診察の通訳、診断書の翻訳や発達相談であった。152件の通訳派遣の言語別の内訳は、ポルトガル語104件、英語30件、スペイン語13件、フィリピン語3件、ベトナム語2件で、ポルトガル語の依頼が全体の68%を占めている。本稿2-(1)でも既述した通り、ポルトガル語通訳の需要が高いことが派遣実績からも明らかである。

次に、当通訳システムで、子どもの発達障害に関する研修開催について質問した。医療通訳に関するフォローアップ研修は年3回実施し、令和元年度の第1回目のフォローアップ研修（2019年10月27日実施）では、「多言語環境で育つ子どもの発達障害について」

というテーマで四谷ゆいクリニックの阿部裕医師に講演を依頼し、その後ワークショップを開催したとのことである。

(2) 三重県国際交流財団と子どもの発達障害に関して

三重県国際交流財団（以下 MIEF と略す）の医療通訳担当者に聞き取り調査を行った。

MIEF では、2020 年 8 月 8 日から 9 月 19 日まで、「外国につながる子どもたちの発達支援・検査に関する通訳研修会」を計 4 回開催した。対象言語はポルトガル語、スペイン語、フィリピン語で、定員は各 10 程度であった。担当者によると、この研修会には県内外から関心が寄せられ、SNS 交流サイトの facebook での閲覧件数が 6,000 を超えたとのことである。

MIEF はこれまで医療通訳事業に 18 年間関わってきており、2020 年度に初めて発達障害をテーマに事業化した。支援者、学校教員などから CLD 児の発達についての悩みの声が多く寄せられたことと、大学、医療関係者から協力が得られたことが開催につながった。今回の研修には、主に桑名市、津市、鈴鹿市在住の通訳者が参加し、アンケートでは参加者の 90%以上が「満足」だったと答えている。課題となってきたことは、以下の通りである。

- ・外国人保護者にとって支援の流れがわかりにくい
- ・保護者によっては、子どもの発達課題について理解が得にくい
- ・通訳者らが、放課後デイサービス等の様子を知る機会がない

筆者（藤川）がこの研修で訳語を作るワークショップに参加した際は、支援システムについて熟知している者がその情報を伝えると同時に、通訳者もその支援システムをある程度知っておく必要があると感じた（藤川・田邊 2021）。

本事業は 2021 年度以降も「日本に愛着を持ち住み続けたいと思う環境」を次の 5 年間で作っていくことを目的として継続事業となっている。2021 年 8 月には児童精神科医高橋脩氏を招き、シンポジウムを開催している。三重県内の医療、教育、行政など多様なネットワーク作りにつながった。

また MIEF では、今年度 2 ヶ月に一度予約制の発達相談会も開催してきた。ブラジル、ペルー、アジア出身の保護者から相談があり、各言語の通訳者は保護者が母語で話したいことをたくさん抱えていることが感じられたとのことである。今後の研修会では、保護者・支援者の孤立の解消や多職種の連携が大きなテーマになってくると思われる。

(1) 専門家への聞き取り調査

高橋（2018 b）では、支援者が直面している問題の一つに、通訳者や翻訳者が確保できず、親とのコミュニケーションが難しいことがあると述べられている。高橋氏は外国人が集住する豊田市で児童精神科医をしており、発達障害で困難を抱える CLD 児の現状に詳しい。そこで、直接オンラインで聞き取り調査を行った。彼は、発達障害に関する通訳に関して、通訳してもらう側が、通訳しやすい日本語を話す必要があることを指摘している。例えば専門用語の訳し方について、通訳者が「知的障害」を差別的な古い用語を使って訳してしまい、保護者が戸惑うことがあったとのことである。それぞれの文化の中で発達障害がどのように捉えられているのかをよく理解したうえで、保護者を誤解させないような表現に置き換えて訳してもらうことが重要であると強調している。さらに、日本の特別支援教育、障害児福祉、出身国の仕組みについても理解したうえで通訳が行われないと、相

互に齟齬が生じるとのことである。通訳者は、子どものルーツのある国の「現在の」仕組みをよく認識したうえで通訳することと、出身国の情報の蓄積が必要になってくると考えられる。

次に、愛知県内の小中学校で教育相談を担当する F 氏に、通訳の必要性について聞き取り調査を行った。F 氏は、通訳者の存在を、保護者に今後の子育てに役立つように検査の結果を伝えるために欠かせないと考えている。例えば、WISC-IVなど心理検査の結果を保護者に話す場面では、「記憶力がいま一步だ」「語彙力が足りない」「具体的な絵は分かるが、抽象的な図形はあっさり間違っただ」等子どもの検査結果について話すため、日常会話では使わない用語を使うことになる。そのため通訳者側に日本語の用語に相応する母語の知識がないと、検査結果の意図が保護者に伝わらないということに直結する。そのため F 氏は、通訳者が集まる市の会合で、保護者に話す際に使う用語の概要などを説明する機会を持っているとのことである。

6. まとめと今後の課題

前述の高橋の提言⑥「出身国（開発途上国含む）の現地情報集約システムの確立」は、通訳者の情報収集や知識のアップデートに関わってくる。高橋は、出身国との連携として、国による発達障害の捉え方の違い、文化、制度の違いについて考えなくてはいけないと述べている。例えば、宗教によっては、発達障害は神への信心が足りないからだと考えられていたり、ある国では、自閉症ということばの一般的な認知度が低いため、知的障害との違いなどを丁寧に説明したりする必要があるとのことである。

厚生労働省の「医療通訳育成カリキュラム基準」「倫理」の項には、専門職として責任ある行動をとること、忠実に訳すこと、プライバシーへの配慮や守秘義務に関すること等、通訳者としての心構えが提示されている。

医療通訳士のルルデス（2013）は、文化の差を理解して、必要に応じて説明を加えて患者を擁護しなくてはいけないと述べる。また、通訳者は単に専門用語を訳すだけでなく、日本の医療や福祉のシステム自体を理解していなければ、正確に訳することはできないという指摘もある（村松 2013）。こうしたことを踏まえて、発達障害に関わる通訳者は、通訳の対象となる保護者自身が持っている情報を確認しながら話を進めていく作業が必要であると考えられる。

本研究では、発達障害のある CLD 児に関わる学校関係者、医療関係者、通訳者、行政の担当者などを含む支援者同士でデータ収集や情報交換をしたり、研究会等を開催したりして情報共有をすることが急務であることが明らかになった。現時点では、国として総合的な移民政策に責任を持つ行政組織がないため、支援者一人一人が網羅的に複数の情報を収集し、現場の個人の努力だけで CLD 児の支援を行うことは容易ではない。今後は、多職種のネットワークの構築とともに、発達障害通訳研修の必要があることを提言していきたい。

〈参考文献〉

- カミンズ・ジム、中島和子訳（2011）『言語マイノリティを支える教育』慶応義塾大学出版会
川崎直子（2019）「外国につながる子どもの日本語指導の現場から」『LD 研究』、第 28 号、第 2 号、pp. 220-223、日本 LD 学会
高橋 脩（2018 a）「外国にルーツをもつ障害のある子どもの実態と支援に関する研究」平成 28 年度～29 年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）発

達障害児者等の地域特性に応じた支援ニーズとサービス利用の実態の把握と支援内容に関する研究), 厚生労働省

高橋 脩 (2018 b) 「外国にルーツをもつ障害のある「子ども」の支援について」そだちの科学, pp. 99-102, 日本評論社

藤川純子・田邊正明 (2021) 「発達障害児を育てる外国人保護者に対する支援の研究 (1) - 南米出身保護者へのインタビューからの考察 -」, 三重大学教育学部研究紀要第 72 巻, 教育実践, pp. 489-504, 三重大学

毎日新聞 (2019 年 9 月 1 日) 「話せても学べない 支援学級で意欲失い」

村松紀子 (2013) 「第 6 章 コミュニティ活動における医療通訳士の役割」『医療通訳士という仕事-ことばと文化の壁をこえて-』大阪大学出版会

ルルデス・エレラ (2013) 「第 8 章 外国人患者から見た医療通訳士の役割」『医療通訳士という仕事-ことばと文化の壁をこえて-』大阪大学出版会

〈参考 web サイト〉

出入国在留管理庁「令和 3 年 6 月末現在における在留外国人数について」令和 2 年 10 月 15 日
(https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00017.html) (2021 年 12 月 31 日検索)

総務省「令和 2 年 1 月 1 日住民基本台帳年齢階級別人口 (都道府県別) (外国人住民)」

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html) (2021 年 3 月 14 日検索)

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 (平成 30 年度)」の結果について」(https://www.mext.go.jp/content/1421569_001.pdf) (2021 年 3 月 15 日検索)

厚生労働省「医療通訳育成カリキュラム基準」(育成カリキュラム実施要領) (平成 29 年 9 月版) <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/kijun.pdf> (2021 年 3 月 30 日検索)

※本研究は、科研費課題番号 18K00702 基盤研究 (C) (代表川崎直子) の助成を受けています。

¹ CLD 児とは、「文化的・言語的に多様な背景を持つ児童 (Culturally Linguistically Diverse Children)」(カミンズ: 2011:4-5) の略語である。本稿では、日本語指導が必要な児童生徒、多言語環境で育つ子ども、外国にルーツを持つ子ども、外国につながる子どものことを CLD 児とする。

² 文部科学省では「日本語指導が必要な児童生徒」について、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」としている。

³ 本稿では、フィリピンで話されている言語名 (フィリピノ語、フィリピン語、タガログ語) については関係部署の発表に従って表記した。

⁴ 母語も日本語も年齢相応の理解力に達していないこと。